

筑波町内会〔別記備品〕管理運営規定

1. 趣旨

令和3年度コミュニティ助成事業により整備した〔別記備品〕（以下「備品」という）の使用及び管理については、この規定の定めによる。

2. 目的

備品の利用を通じて筑波町内会のコミュニティ活動の充実を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3. 管理

- （1）備品の管理は筑波町内会長が行う。
- （2）備品は筑波集会所において管理する。
- （3）使用者が重大な過失により備品を破損・滅失させた場合は、使用者はその賠償額を弁償しなければならない。

4. 使用の範囲

備品を使用できるのは、次のとおりとする。

- （1）町内会又は町内会区域内の団体が主催する行事
- （2）その他町内会長が必要と認めた場合

5. 使用料

無料とする。

6. 使用申請

備品を使用する団体は、あらかじめ備品使用申請書を町内会長に提出し、許可を得なければならない。

7. 使用にあたっての厳守事項

- （1）エアコン・照明は退出時チェックリストにより確認を行うこと。
- （2）テーブル・椅子を移動した場合は、元の場所に戻すこと。
- （3）使用後は責任を持って点検及び後片付けを行うこと。

8. その他

備品の使用管理について、この規定に定める以外の疑義が生じた場合は、その都度町内会役員会で協議決定する。

附 則

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

整備備品一覧

備品名	規格	数量	保管場所
エアコン（小）	18畳用固定	1	筑波集会所（移動不可）
エアコン（大）	26畳用固定	1	筑波集会所（移動不可）
折り畳みテーブル（大）	1800*600	18	筑波集会所（貸出可）
折り畳みテーブル（小）	1800*450	2	筑波集会所（貸出可）
折り畳みイス（ブルー）	パイプ椅子	96	筑波集会所（貸出可）
半纏（祭り用品）	名前入り半纏	100	筑波集会所（貸出可）

令和 年 月 日

筑波町内会【備品】使用申請書

筑波町内会

会長

様

【申請者】

氏名：

住所：

電話：

下記の備品を使用したいので申請いたします。

備品名	数量	備考

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所	

厳守事項

- 備品は丁寧に扱うこと。
- 使用者は責任をもって点検及び後片付けを行うこと。